

i シェアーズ ゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジなし）

資産運用業協会分類：追加型投信／海外／その他資産（商品）／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

1. 投資方針

当ファンドは、LBMA金価格（円換算ベース）に連動する運用成果を目指します。

2. 主要投資対象

金現物市場を代表する指標に連動する有価証券を主要投資対象とします。

3. 主な投資制限

- ・株式への投資割合には、制限を設けません。
- ・外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ・上場投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

4. ベンチマーク

LBMA金価格（円換算ベース）

5. 信託設定日

2013年9月26日

6. 信託期間

無期限

7. 償還条項

換金により受益権の口数が30億口を下回ることとなった場合、またはファンドを償還させることが投資者のため有利と認められる場合、その他やむを得ない事情が発生したとき等には、受託会社と合意のうえ、償還する場合があります。

8. 決算日

年1回：11月2日
（休業日の場合は翌営業日）

9. 信託報酬

ファンドの実質的な信託報酬（A+B）は、ファンドの純資産総額に対して年0.5085%（税抜0.485%）程度となります。

※投資する有価証券の投資比率や報酬率が変更になる可能性があり、実質的な負担についても変動することがあります。

（A）当ファンドの信託報酬
ファンドの純資産総額に対して年0.2585%（税抜0.235%）の率を乗じて得た額

委託会社	販売会社	受託会社	合計
年0.011% (税抜0.01%)	年0.22% (税抜0.20%)	年0.0275% (税抜0.025%)	年0.2585% (税抜0.235%)

（B）有価証券への投資に伴い間接的に負担する報酬等
上場投資信託証券等の有価証券に投資する場合、保有有価証券の投資額に対して年0.25%程度が当該有価証券より支弁され、その管理会社等に支払われます。
※有価証券への投資に伴い間接的に負担する報酬等は変動することがあります。

10. 信託報酬以外のコスト

ファンドの諸経費、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、外貨建資産の保管費用、投資する上場投資信託等に係る保管報酬等

11. お申込単位

1円以上1円単位

12. お申込価額

ご購入約定日の基準価額

13. お申込手数料

ありません。

14. ご解約価額

ご売却約定日の基準価額

15. 信託財産留保額

ありません。

16. 収益分配

毎決算時に基準価額水準等を勘案して分配します。ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合があります。分配金は、自動的に再投資されます。

17. お申込不可日等

- ・お申込日がニューヨーク証券取引所の休場日に該当する場合には、取得申込または解約請求の各受け付けはできません。確定拠出年金制度上、お取扱いできない場合がありますので、運営管理機関にお問合せ下さい。
- ・金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により取得申込または解約請求の受付を中止することおよび既に受け付けた取得申込または解約請求を取り消すことがあります。

18. 課税関係

確定拠出年金制度上、運用益に対しては課税されません。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「i シェアーズ ゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジなし）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために運営管理機関によって作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■当資料は、ブラックロック・ジャパン株式会社から提供された情報及び弊社が信頼できると判断した情報に基づいて作成されましたが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動しますが、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。

i シェアーズ ゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジなし）

資産運用業協会分類：追加型投信／海外／その他資産（商品）／インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

19. 損失の可能性

投資信託は株式・債券など値動きのある証券等に投資しますので、市場環境等により基準価額が下落した場合、損失を被ることがあります。また、これらの運用実績による損益は、加入者等のみなさまに帰属します。

20. セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21. 持分の計算方法

加入者の持分＝解約価額×保有口数
 （*基準価額・解約価額が 10,000 口あたりで表示されている場合は、10,000 で除してください。）

22. 委託会社

ブラックロック・ジャパン株式会社（信託財産の運用指図等を行ないます。）

投資顧問会社：ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ.エイ.

（委託会社から有価証券の貸付の指図に関する権限の全部または一部の委託を受けて有価証券の貸付を行ないます。）

23. 受託会社

みずほ信託銀行株式会社

再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行
 （信託財産の保管・管理等を行ないます。）

24. 基準価額の主な変動要因等

当ファンドは、金現物市場を代表する指標に連動する有価証券に投資を行ないますが、主として以下に掲げる要因等により基準価額が大きく変動する場合がありますので、お申込者はこの点を充分にご理解頂いたうえ、当ファンドのお申込みを行なってください。なお、当ファンドは、金融機関の預金とは異なり、元金が保証されている商品ではなく、信託財産に生じた利益及び損益はすべて加入者等の皆様に帰属します。

(1) 金への投資リスク

主に金現物の値動きに連動することを旨とする有価証券に投資します。金現物の価格は金の需給関係や為替、金利、景気、技術進歩、貿易動向、政治的・経済的事由、政策、戦争・テロの発生、市場の流動性の低下、投機資金の影響、政府の規制・介入等の影響を受け、大幅に変動する場合があります。これらの要因による金価格の変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

(2) 為替変動リスク

外貨建資産に投資を行ないません。原則として外貨建資産については、為替ヘッジを行ないません。したがって、為替レートの変動が当ファンドの運用成果に影響を与えます。

(3) デリバティブ取引のリスク

先物・オプション取引などのデリバティブ取引を用いることができます。このような投資手法は現物資産への投資に代わって運用の効率を高めるため、または証券価格、市場金利、為替等の変動による影響からファンドを守るために用いられます。デリバティブ取引を用いた結果、コストとリスクが伴い、当ファンドの運用成果に影響を与えます。また、デリバティブ取引は必ず用いられるわけではなく、用いられたとしても本来の目的を達成できる保証はありません。

(4) 上場投資信託証券への投資に関する留意点

金融商品取引所等に上場している投資信託証券（上場投資信託証券）を購入あるいは売却しようとする際に、市場の急変等により流動性が低下し、購入もしくは売却が困難または不可能等になることが考えられます。この場合にはファンドの運用成果に影響を与えることがあります。また、当ファンドでは特定の上場投資信託証券に集中的に投資することがあります。この場合に当ファンドは、当該上場投資信託証券が受ける価格変動リスクや上場投資信託証券の運営上のリスクの影響（当該上場投資信託証券の償還や上場廃止等）をほぼ直接に受けることが想定されます。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■「i シェアーズ ゴールドインデックス・ファンド（為替ヘッジなし）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 5 条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第 24 条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、当商品の内容をご説明するために運営管理機関によって作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■当資料は、ブラックロック・ジャパン株式会社から提供された情報及び弊社が信頼できると判断した情報に基づいて作成されましたが、その正確性・完全性を保証するものではありません。■投資信託は、株式など値動きのある証券等（外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、購入者に帰属します。